

議案第 16 号

橋本市鳥獣被害対策実施隊条例について

橋本市鳥獣被害対策実施隊条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市鳥獣被害対策実施隊条例

(設置)

第 1 条 本市の区域内において鳥獣(鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。以下同じ。)による農作物の被害を防止するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。)第 9 条の規定に基づき、橋本市鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)を設置する。

(実施隊の業務)

第 2 条 実施隊は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 鳥獣の捕獲及び追払いに関すること。
- (2) 農地、山間部等の巡回に関すること。
- (3) 農作物の被害の状況、鳥獣の出没等の調査に関すること。
- (4) その他被害防止施策の実施に関すること。

(隊員)

第 3 条 実施隊に鳥獣被害対策実施隊員(以下「隊員」という。)を置く。

2 隊員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 橋本市鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者
- (2) 本市職員のうち鳥獣被害対策業務を担当する者

3 前項第 1 号に掲げる隊員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に規定する特別職の職員であつて、かつ、非常勤とする。

(任期)

第 4 条 隊員の任期は、委嘱又は任命の日から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、第 3 条第 2 項第 2 号の者であつて職務の異動等による場合については、この限りでない。

2 隊員は、再任されることができる。

(出動)

第 5 条 実施隊は、市長の要請により、出動する。

(服務)

第 6 条 隊員は、法令、条例、規則等のほか、次に掲げる事項を遵守するとともに、常に職務を誠実かつ公正に遂行しなければならない。

- (1) その職の信用を傷つけ、または市の不名誉となる行為を行わないこと。
- (2) 職務上知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第7条 第3条第2項第1号に掲げる隊員には、橋本市報酬及び費用弁償等支給条例(平成18年橋本市条例第56号)の定めるところにより報酬を支給する。
(解嘱又は解任)

第8条 市長は、隊員が次のいずれかに該当すると認めるときは、解嘱又は解任することができる。

(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)のほか、関係法規に違反したとき。

(2) その他市長が特に解嘱又は解任することが必要と認めるとき。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。